

返戻金制度に関する事項（有料職業紹介事業）

株式会社ジャパン・アシスタンスは、有料職業紹介事業における適正な運営のため、紹介により採用された求職者が自己都合により早期退職した場合、以下の返戻金制度を設けております。

■ 返戻金制度の内容

紹介した求職者が入社後に自己都合により退職した場合、入社日からの経過期間に応じて、当社が受領した紹介手数料の一部を求人者（事業主）へ返戻いたします。

・入社日から1ヶ月以内の退職：受領手数料の80%を返戻

・入社日から3ヶ月以内の退職：受領手数料の50%を返戻

・入社日から6ヶ月以内の退職：受領手数料の20%を返戻

※返戻金の具体的な条件および詳細は、求人者との個別契約書に基づき決定いたします。

※求職者の責に帰さない事由による退職（解雇、事業所都合等）の場合は、返戻の対象外とする場合があります。

本制度は、職業安定法に基づく情報提供義務に対応するため公開するものです。